

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会
介護予防訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問介護運営規程

平成18年 4月 1日
阿社協規程 第39号

(事業の目的)

- 第 1 条 阿見町社会福祉協議会が開設する阿見町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う介護予防訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問介護（以下「事業」という）の適正な運営を行うために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等にある高齢者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の訪問介護員等は要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の運営に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス各施設及び関係者と密接な連携を図り、総合的にサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称・所在地)

- 第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名称 阿見町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（略称阿見社協訪問介護事業所）
 - 2 所在地 阿見町大字阿見4671-1（阿見町総合保健福祉会館内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 社会福祉協議会事務局長 1名 常勤
管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
 - 2 サービス提供責任者 2名以上 常勤
サービス提供責任者は次の職務を実施する。
 - (1) 事業所に対する事業の利用の申込に係る調整
 - (2) 事業所の訪問介護員に対する服務及び介護技術指導
 - (3) 個別計画の作成
 - (4) 介護報酬請求事務
 - (5) その他管理者の指示する事項
 - 3 訪問介護員 常勤換算数 2.5人以上

訪問介護員は指示された事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から日曜日とする。
- 2 営業時間は、午前 7 時から午後 9 時までとする。但し日曜日・祝日は午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする。
- 3 電話及びファックスにより常時連絡体制を確保する。

（事業の内容及び利用料等）

第 6 条 事業の内容及び利用料等は次のとおりとする。

1 内容

- （1）身体介護
- （2）生活援助

2 利用料

- （1）事業の利用料は別紙「利用料金表」によるものとし当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

- （2）使用した消耗品の実費分

- （3）通常の業務の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を、但し自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

ア 事業所から 10km 未満は 100 円（基本料金）

イ 事業所から 10km を越える場合は基本料金に加え 1km 増すごとに 20 円を加算する。

- 3 利用料等は事業所の見やすい場所に掲示すると共に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

- 4 利用料の支払いは、口座振替もしくは現金により、指定期日までに支払いを受ける。

（緊急時における対応方法）

第 7 条 訪問介護員は事業を実施中に利用者の身体、健康状態に異常を認めた場合は速やかに可能な応急処置を実施すると共に利用者の家族、主治医等に連絡し又管理者に報告する等の措置を講じなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 事業所の通常の事業の実施地域は阿見町内とする。

（業務実施上の補償）

第 9 条 事業所の訪問介護員が業務実施中に賠償を伴う責任が生じた場合は事業所が加

入する「在宅福祉サービス総合補償」の範囲内で補償を行う。

（秘密保持）

第10条 業務上知り得た利用者又は家族の情報は他に漏らしてはならない。その職場を離れた後も同様とする。

（運営についての留意事項）

第11条 事業所に従事する訪問介護員は次の事項を順守すること。

- 1 常に利用者の心身の状態、生活環境等を把握し、懇切丁寧なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 正当な理由無しにサービスの提供を拒まない。
- 3 事前にサービスの内容及び利用料金等を利用者又はその家族に説明する。
- 4 事業所が実施する研修に参加すること。
- 5 業務実施中は常に身分証明書を携行する。
- 6 前各項の他、就業に関する事項は阿見町社会福祉協議会職員就業規程、臨時職員就業規程、パートタイム職員就業規程、再雇用規程、嘱託職員就業規程、登録訪問介護員制度設置規程を準用する。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）責任者の選定
 - （2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （3）虐待等に対する相談窓口の設置
 - （4）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防 及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(委任)

第15条 本規程に定める事項以外の運営に関する必要事項は管理者が別に定める。

(付則)

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。